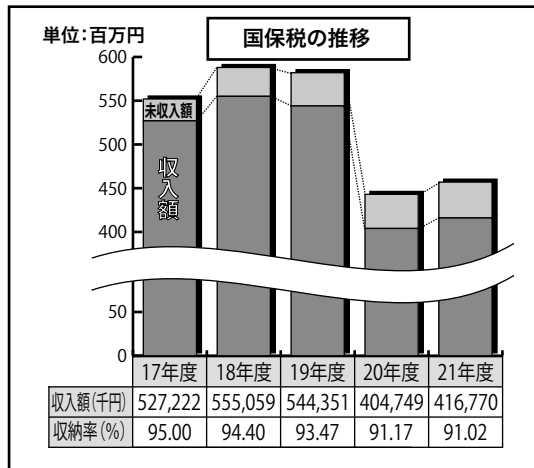


要因② 低迷する国保税収納率

もうひとつの要因として、国保税の収納率の低下があげられます。長引く景気の低迷のなか、失業、事業の休廃止などで無職・低所得者層が増え、国保税を期限内に納めることができない方が増加しています。平成17年度で95%だった収納率は、平成21年度では約91%にまで落ち込んでいます。

今後もこのまま収納率の落ち込みが続くと、国保財政は、ますます危機的な状況になり、国民健康保健事業を運営していくことができなくなります。



【基金も減っています】

医療費の値上げや流行病の発生により保険給付費が不足する事態に備え、「国民健康保険基金」があります。

不測の事態に対応するためには、この基金が約3億1,000万円必要とされていますが、平成20年度末の基金残高は1億5,764万円となっています。

ます。また、財源不足により平成21年度には基金から3,500万円を取り崩して国保会計に繰り入れており、基金はさらに減っています。この状態が続くと、数年後にはこの基金が底をついて恐れがあります。

医療費を抑えるためには

今回の国保税の引き上げは、これからの社会情勢を踏まえると、一時的なものではなく根本的な解決にはなりません。今後の国保税の引き上げを抑えるためには、原因のひとつとなっている増える医療費を抑えていく必要があります。

医療費を抑えるためには、まず、疾病の早期発見・早期治療に努め、重症化を招かないようにすることです。

また、病気やケガの治療をする際、同じ病気やケガで複数の医療機関を受診したり、安易に夜間・休日に受診したり、お薬をもらい過ぎたりしないことも医療費の抑制につながります。

町民のみなさんが健康に気をつけ、ちよつとした心がけで医療機関を受診することで、医療費を節約することができます。医療機関に行くときは、次のことに気をつけて受診してみませんか。

◆ はじ(重複)受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関で受診するのは控えましょう。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまう心配もあります。今、受けている治療に不安などがあるときには、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。

◆ 診療時間内にかかりましょう

病気やケガなどで医療機関を受診する場合は、なるべく診療時間内に受診しましょう。夜間や休日に開いている医療機関は、救急や緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

◆ かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは、かかりつけの医師に相談しましょう。かかりつけ医は病気の治療だけでなく、病气予防のアトバイスや日常生活での健康管理、大きな病院との連携などを行うことで、様々な助けとなってくれます。

◆ かかりつけ薬局を決めましょう

薬は飲み合わせによっては、副作用を生じることがあります。かかりつけ薬局を持つと、飲み合わせのチェック、薬の使い方や疑問に十分な説明と服薬指導が受けられます。

また、ジェネリック医薬品の利用についても相談することもできます。

★ ジェネリック医薬品(後発医薬品)

先発医薬品と同等の効能を持つ医薬品で、薬代が先発医薬品よりも安く済みます。

非自発的失業者に対する軽減措置が創設されました

平成22年度から、倒産・解雇・雇止めなどにより離職し、失業給付を受ける方については、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入することができるよう、国保税の負担を軽減する制度ができました。

▼ 軽減措置の概要

失業の日の翌日の属する年度から、その翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30として計算します。

▼ 対象となる方

- ▽ 平成21年3月31日以降に離職し、ハローワーク発行の雇用保険受給資格者証にある離職理由コードが次の方
- ▽ 特定受給資格者(倒産・解雇)
- 11、12、21、22、31、32
- ▽ 特定理由離職者(雇止め)
- 23、33、34

▼ 手続き

国民健康保険証、雇用保険受給資格者証と印鑑を持参のうえ、役場税務課で申請してください。

このほか、低所得の方に対する軽減や、天災・生活困窮、その他特別な事情による減免(申請が必要)を受けられる場合があります。詳しい内容は、税務課課税グループまでお問い合わせください。

★ 低所得者に対する軽減

均等割、平等割の2割・5割・7割の軽減措置です。申請は不要です。
※ 所得を判定するために、確定申告または住民税の申告を行っている必要があります。